

# 毒物劇物を

# 販売される方へ



毒物又は劇物は、毒性が強く、少量でも人や動物に危害を与えることがあります。毒物劇物を販売される方は、その取扱いや保管などに十分注意し、盗難や飛散流出等の事故が起こらないように適正に管理しましょう。

## 毒物劇物とは

毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第2条により次のように分類されています。

**毒物**：無機シアン化合物、ヒ素、アジ化ナトリウムなど（法別表第一）

**劇物**：塩酸、水酸化ナトリウム、トルエン、メタノールなど（法別表第二）

**特定毒物**：四アルキル鉛、モノフルオール酢酸など（法別表第三）

(注)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規定する毒薬、劇薬とは別のものです。

## 毒物劇物販売業の登録

- 毒物劇物を販売・授与する場合、又は販売・授与の目的で貯蔵、運搬、陳列する場合は、販売業の登録が必要です。（法第3条第3項）
- 販売業の登録には、設備基準（則第4条の4）に適合しなければなりません。また、6年ごとの更新が必要です。（法第4条第3項）
- 販売業の種類（法第4条の2）
  - ・一般販売業：全ての毒物劇物を販売・授与できます。
  - ・農薬用品目販売業：「則第4条の3別表第一」の品目のみ販売・授与できます。
  - ・特定品目販売業：「則第4条の3別表第二」の品目のみ販売・授与できます。

略記：毒物及び劇物取締法施行令→令、同施行規則→則

名古屋市

## 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物を直接取り扱う店舗では、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害防止のため、以下の事項を総括的に管理・監督させなければなりません。(法第7条第1項)

- ① 貯蔵及び陳列場所、運搬用具等の点検・管理
- ② 取扱状況(盗難・紛失及び流出・漏えい等の防止措置)の点検
- ③ 容器及び被包、貯蔵場所の表示の点検
- ④ 譲渡・交付手続きの点検
- ⑤ 運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
- ⑥ 事故時の措置等

### 毒物劇物取扱責任者の資格

- ① 薬剤師
- ② 高等学校又はこれと同等以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- ③ 毒物劇物取扱者試験に合格した者

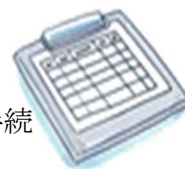
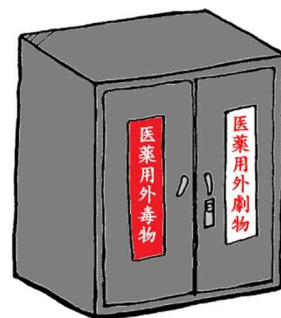
## 毒物劇物の取扱い

### 盗難・紛失防止措置

毒物劇物の盗難・紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。

(法第11条第1項)

- ① 貯蔵場所は、他の物と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、かぎのかかる丈夫な保管設備(保管庫)を使用すること。
- ② 貯蔵場所は敷地境界から十分離すか、柵を設けるなど一般の人が容易に近づけないようにすること。
- ③ 保管設備(保管庫)のかぎについて、管理者を選任し、**かぎの管理簿**を付ける等、管理を徹底すること。
- ④ 盗難等防止のため、**毒物劇物管理簿(受払簿)**を付け、日常的に在庫量を確認すること。
- ⑤ 盗難等を防止するための以下の具体的措置を定めた盗難等防止規定を作成し、運用すること。
  - ・ 毒物劇物の保管設備(保管庫)の保守点検及びかぎの管理方法
  - ・ 毒物劇物の販売量の管理や在庫量の点検方法
  - ・ 盗難及び紛失発生時の警察署及び管轄保健センターへの届出等についての具体的な手続



### 流出・漏えい等の防止措置

毒物劇物の流出、漏えい等を防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。(法第11条第2項)

- ① 貯蔵場所・作業場所の床面は、毒物劇物が床に染み込まない構造とすること。
- ② 必要に応じて保管設備(保管庫)の転倒防止や毒物劇物の転倒・落下防止措置を講ずること。
- ③ タンクで固体以外の毒物劇物を貯蔵する場合は、「タンクの構造設備基準」を遵守すること。

### 飲食物の容器の使用禁止

毒物劇物の容器として、飲食物に容器に通常使用される物を使用してはいけません。(法第11条第4項)

### 危害防止規定の作成

毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、危害防止対策を徹底するため、以下の事項を記載した**危害防止規定**を作成し、運用して下さい。なお、規定は盗難等防止規定を含めた文書として作成しても構いません。

- ① 職務・組織に関する事項
- ② 貯蔵・取扱いに係る作業方法
- ③ 貯蔵・取扱いに係る設備等の点検方法
- ④ 貯蔵・取扱いに係る設備等の整備・補修に関する事項
- ⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- ⑥ 従業員の教育・訓練に関する事項



## 表 示

毒劇物の容器・被包及び貯蔵・陳列場所には次の表示が必要です。(法第12条)

容器・被包	「医薬用外」及び「毒物」(赤地に白)又は「劇物」(白地に赤)の文字、「名称」、「成分」、「含量」、「厚生労働省令で定めるものは解毒剤の名称」、「製造業者等の住所・氏名」など
貯蔵・陳列場所	「医薬用外」及び「毒物」又は「劇物」の文字



## 廃 棄

- ① 廃棄するときは、保健衛生上の危害が生ずるおそれのないように、定められた技術上の基準に従い適正に行ってください。(法第15条の2)
- ② 不必要な毒物劇物は速やかに適正に廃棄して下さい。

## 事故の際の措置

### 飛散、漏えい、流出等時

- ① 飛散・流出等の事故が発生した場合は、直ちに管轄保健センター、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するため、危害防止規定に基づく適切な応急措置を講じて下さい。(法第17条第1項)
- ② 飛散・流出等の事故が発生した場合には、必要に応じて危害防止規定を見直して下さい。

### 盗難・紛失時

- ① 盗難にあい、又は紛失した場合は、直ちに警察署に届け出るとともに管轄保健センターに報告して下さい。(法第17条第2項)
- ② 盗難にあい、又は紛失した場合には、必要に応じて盗難等防止規定を見直して下さい。



## 譲 渡 手 続 き

### ●毒物劇物営業者（毒物劇物の製造業者、輸入業者、又は販売業者）に販売・授与する場合

- ① 次の事項を書面に記載し、5年間保存しなければなりません。(法第14条第1項)

- ・毒物劇物の名称及び数量
- ・販売・授与の年月日
- ・譲受人の氏名、職業及び住所（法人の場合は、名称及び事務所の所在地）

- ② 販売・授与を行った相手の毒物劇物営業者登録の有無を登録票等により確認し記録して下さい。

### ●毒物劇物営業者以外（使用者）に販売・授与する場合

- ① 上記の事項に譲受人の印を押した書面の提出を受け、5年間保存しなければなりません。

(法第14条第2項)

毒 物 劇 物 譲 受 書		
毒物又は劇物	名 称	
	数 量	
販売・授与の年月日		
譲受人(法人の場合は、名称及び事務所の所在地)	氏 名	印
	職 業	
	住 所	
備 考		

- ② 譲受人の身元を確認し、また、使用目的及び使用量が適切なものであるかを十分に確認した上で、必要量以上は交付しないようにして下さい。
- ③ 一般消費者に対して、家庭用劇物以外の毒物劇物の販売・授与を自粛し、代替品の使用を勧奨して下さい。
- ④ 挙動不審者への販売及び授与を行わず、不審な動向については警察に通報して下さい。

## 情報提供

毒物劇物を販売・授与するときは、譲受人に毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければなりません。(令第40条の9)

## 交付の制限

○次の者には毒物劇物を交付してはいけません。(法第15条)

- ・18歳未満の者
- ・精神機能の障害により、必要な認知、判断、意思疎通を適切に行うことができない者
- ・麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

○引火性、発火性又は爆発性のある次の劇物を交付する場合は、交付を受ける者の氏名・住所を身分証明書、運転免許証等により確認しなければなりません。確認をしたときは、劇物の名称、交付年月日、交付を受けた者の氏名・住所を帳簿に記載し、5年間保存しなければなりません。

- ・亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(30%以上を含有するもの)
- ・塩素酸塩類及びこれを含有する製剤(35%以上を含有するもの)
- ・ナトリウム
- ・ピクリン酸

## シンナー等に対する規制

○シンナー等の乱用防止のため、興奮・幻覚・麻酔作用を有する次のものをみだりに摂取、吸入、これらの目的で所持することは禁止されています。(法第3条の3)

- ・トルエン
- ・酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料

○吸入等の不正使用やその目的で所持するおそれのある者に対して、販売・授与することも禁止されています。

## 事務手続き等

- 営業者の氏名・住所、店舗の名称、貯蔵設備及び毒物劇物取扱責任者を変更したとき、又は店舗の営業を廃止したときは、30日以内に届出をして下さい。
- 店舗を移転した場合や営業者が変わったときは新たに登録が必要です。登録の申請にあたっては、本市の「登録のしおり」又は市公式ウェブサイトをご覧ください。
- 登録の更新は、有効期間満了日の1か月前までに手続きをして下さい。
- 申請及び届出は、店舗のある区を管轄する保健センター環境薬務室で行って下さい。

## 問い合わせ先

所 属	TEL	FAX
千種保健センター環境薬務室(管轄区:千種、昭和、瑞穂、名東)	753-1973	751-3545
中村保健センター環境薬務室(管轄区:西、中村、熱田、中川)	433-3064	483-1131
中保健センター環境薬務室(管轄区:東、北、中、守山)	265-2256	265-2259
南保健センター環境薬務室(管轄区:港、南、緑、天白)	614-2885	614-2818
名古屋市保健所環境薬務課	972-2651	972-4153

(令和5年1月作成)